

○財務省告示第二百五十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第四百四

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十四条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適
用等

四 発行方法

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{39}{365}$$

(二) 発行時に、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式による算出した金額から該金額の二分の一を乗じた金額(ただし、当該乗じた金額(発行時に、又は外国で債を發行する者又は居住者による場合は、前記(一)の算式による算出した金額)を控除する)を乗じた金額である。

十四 初期利息

平成二十五年十二月二十日を基準とし、次の算式により算出した金額を支払うとき、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利息

毎年六月二十日及び十二月二十日を、各支払期において、その日以、前六月間に属する利息を支払う。平成二十五年六月二十日

十六 償還金限度

額面金額百円につき百円

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
五 か 通
年 ら 知
七 通 受
月 知 を
二 受 け
十 け た
九 者
日